

議案第24号

大田原市国民健康保険条例及び大田原市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市国民健康保険条例及び大田原市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月1日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市国民健康保険条例及び大田原市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例

(大田原市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 大田原市国民健康保険条例(昭和34年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「とし、」の次に「協議会」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1人

附則第5項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という)を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ」に改める。

(大田原市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部改正)

第2条 大田原市新型コロナウイルス感染症対策基金条例(令和2年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。)」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第2条に1号を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大田原市国民健康保険条例附則第5項の規定及び第2条の規定による改正後の大田原市新型コロナウイルス感染症対策基金条例第1条の規定は、令和3年2月13日から適用する。